

平成31年度

要 覧



**オーテピア高知声と点字の図書館**

OTEPIA Kochi Talking Book & Braille Library

TEL:088-823-9488 FAX:088-820-3218

〒780-0842 高知市追手筋2-1-1

令和元年6月



## 目 次

略年表	1
平成 31 年度運営方針	3
平成 31 年度実施計画	4
1 組織	8
2 施設	9
3 予算	10
4 平成 30 年度蔵書統計	11
5 平成 30 年度利用実績	12
6 関係条例・規則等	20

## ＝略年表

1967(S42)年	10月	高知点字図書館を設置
	12月	第1回点訳奉仕者講習会・第1回録音奉仕者講習会開催
1968(S43)年	7月	「竹内寿亀点字文庫」の開設
1969(S44)年	12月	「高知県点字文庫」の開設
1972(S47)年	7月	県委託事業「第1回点訳奉仕員養成講座」開催
1974(S49)年	1月	県委託事業「第1回朗読奉仕員養成講座」開催
	11月	対面による読書会始まる
1975(S50)年	3月	「すぐ読む会」発足 委託朗読スタート
1978(S53)年	9月	「祖父江良夫文庫」の開設
1979(S54)年	4月	録音オープンリールテープのカセット化開始
1980(S55)年	11月	第1回対面朗読講習会開催
1981(S56)年	1月	対面朗読スタート
1983(S58)年	9月	「高知朗読奉仕者友の会」結成
1987(S62)年	10月	20周年記念式典及び講演会開催
1988(S63)年	1月	点訳奉仕者の会「高知ブライユの会」結成
1990(H 2)年	2月	日本アイ・ビー・エムのホストコンピューターとパソコン通信でつながる
1992(H 4)年	12月	旭食品株式会社より1,000万円の寄附を受け、高知点字図書館竹内基金が設置される
1994(H 6)年	11月	大原富枝文学館に大原文学の録音図書を寄贈(60タイトル459巻)
1997(H 9)年	5月	点字即時情報ネットワーク(JBニュース)事業を県より受託、JBニュース発行開始
	10月	30周年記念式典、講演会、福祉機器展開催。「30周年記念誌」発行
1999(H11)年	6月	デジタル録音図書読書機プレクストークとCD録音図書の貸出しが始まる
2000(H12)年	4月	視覚障害者を対象としたパソコン講座を開講

- 2007（H19）年 10 月 40 周年記念式典及び講演会，三者交流会を開く
- 2010（H22）年 4 月 全国視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」運用開始  
サピエ図書館サービスが開始される
- 2011（H23）年 1 月 故岡村洋子氏の遺言による寄附金を原資に高知点字図書館事業振興基金が設置される
- 7 月 新図書館等複合施設整備基本計画を公表
- 2012（H24）年 3 月 新図書館等複合施設等基本設計を公表
- 2014（H26）年 6 月 第1回テキストデージー講習会を開催
- 9 月 第1回対面音訳ボランティア養成講座，スキルアップ研修会を高知県立図書館と合同で開催
- 2015（H27）年 11 月 新点字図書館の名称「オーテピア高知声と点字の図書館」に決定
- 2016（H28）年 4 月 仮設市民図書館・点字図書館開設
- 11 月 新点字図書館サービス等検討委員会を設置
- 2017（H29）年 3 月 オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画を策定
- 11 月 50 周年記念式典，講演会，三者交流会を開く
- 12 月 オーテピア竣工，引渡し
- 2018（H30）年 7 月 オーテピア高知声と点字の図書館開館  
高知声と点字の図書館運営協議会を設置
- 2019（H31）年 3 月 高知桜ライオンズクラブより録音図書再生機 46 台（オーテピア高知図書館 23 台，声と点字の図書館 23 台）の寄贈をうける

# 1 平成 31 年度運営方針

## ～すべての人を『本』の世界へ～

平成 30 年 7 月 24 日、高知点字図書館は、新図書館等複合施設「オーテピア」に「オーテピア高知声と点字の図書館」としてリニューアルオープンしました。

県内には、障害、高齢、病気など様々な理由で活字図書での読書が困難な方が多くいます。

声と点字の図書館は、すべての人が読書を楽しめるように、録音図書や点字図書などのバリアフリー図書で読書を積極的にサポートしていきます。

### 1 オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画の推進

- ・ 「文字情報の利用が困難な人」の読書・情報環境の充実
- ・ 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実
- ・ 県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実

### 2 県下全域の読書困難者への読書支援を推進

- ・ 福祉施設、医療機関等への出前講座、団体貸出の促進
- ・ 高知県眼科医会の進める高知県版スマートサイトへの参加、協力により、ロービジョン者への利用拡大を図る。
- ・ 新規登録者及び団体貸出施設のフォローアップ、アフターケアの実施

### 3 眼科医療機関、福祉施設等との連携による視覚障害者への支援の充実

- ・ 高知県眼科医会の進める高知県版スマートサイトへの参加、協力。眼科医療機関、ルミエールサロン、盲学校、高知市障がい福祉課と相互に連携・協力し、ロービジョンの人への支援を充実

## 2 平成 31 年度実施計画

### 【重点目標】

県下全域の読書困難者への読書支援を推進

眼科医療機関，福祉施設等との連携による視覚障害者への支援の充実

平成31年度から開館年度の実績を踏まえ，基本方針各項目Ⅰ，Ⅱ，Ⅲについて成果指標を設定する

### Ⅰ 「文字情報の利用が困難な人」の読書・情報環境の充実

#### ○成果指標：新規利用登録者数

視覚障害，高齢，病气，その他の障害で読書が困難な人は県内にも数万人規模で存在することが推定される。しかし，録音図書等のバリアフリー図書の存在を知らないため，読書をあきらめている人が多くいる。こうした人達への読書機会の提供がサービス計画の重要課題であり，取組の成果を反映する毎年度の新規利用登録者数を成果指標とする。

#### ○【平成 31 年度目標値：90人（H30 年度実績 85人）】

平成 31 年度は，開館年度実績の継続維持を目標とする。

### 取組内容 ※重点的に取組むもの（太字）

○福祉施設，医療機関等への出前講座，団体貸出の促進

身近な場所にバリアフリー図書を！！団体貸出「さくらバリアフリー文庫」サービス（オテピア高知図書館連携）を開始

○高知県眼科医会の進める高知県版スマートサイトへの参加，協力。

今までアプローチできていなかったロービジョンの方の利用促進を図る

○新規登録者及び団体貸出施設のフォローアップ，アフターケアの実施

○施設・サービスの周知，利用者拡大

リーフレットの作成，ホームページの更新，イベント等でのPR，ツイッターなどの SNS 活用の検討など

○図書製作基本方針の策定，選書会の検討

○遠隔地対面音訊（携帯電話の活用）→拡充（スカイプ，LINE 等も検討）

## Ⅱ 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実

### ○成果指標:視覚障害に関する相談件数

情報弱者である視覚障害者の支援には、必要とする様々な情報の提供や各種サービス実施機関等への橋渡しなど、見えない・見えにくいことで生じる様々な困りごとに対し、気軽に相談できる窓口としての機能が特に重要となることから、成果指標を「視覚障害に関する相談件数」とする。

### ○【平成31年度目標値:200件（H30年度実績 89件）】

平成31年度は、高知県版スマートサイトの開始もあり、開館年度実績の倍増を目標とする。

### 取組内容 ※重点的に取組むもの(太字)

○高知県眼科医会の進める高知県版スマートサイトに参加，協力し，視覚障害者への支援を充実

- ・スマートサイトリーフレットの作成協力，ホームページ掲載等
- ・眼科医療機関，ルミエールサロン，盲学校，高知市障がい福祉課とのネットワークを構築。相互に連携・協力し，ロービジョンの方への支援を充実

○福祉機器等展示体験会「2019 ルミエールフェスタ」開催。高知県眼科医会「目の健康講座」同時開催

○機器を活用し，視覚障害への理解・啓発を図る。

- ロービジョンのシミュレーションレンズ，色弱の模擬フィルタなど

### Ⅲ 県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実

#### ○成果指標:ボランティアによる図書製作数

わが国では点字、録音図書等の障害者用複製図書(バリアフリー図書)は全国の図書館、点字図書館でボランティアにより製作されており、図書製作は声と点字の図書館の重要な機能であることから、成果指標を各種バリアフリー図書の製作数とする。

#### ○【平成 32 年度から目標値を設定】

平成 32 年度は新たにテキスト及びマルチメディアデージー図書製作体制構築に取り組むこととしている。また、目標値の設定は、ボランティア活動の推進を目的とするものであり、ボランティアとの協議が必要であるため、平成 32 年度から各種バリアフリー図書製作数の目標値を設定する。

#### 取組内容 ※重点的に取組むもの(太字)

- 福祉施設、医療機関、特別支援学校等の職員など、読書困難者が関わる方への啓発や協力依頼
- 音声ガイド・字幕付きバリアフリー映画上映会(オーテピア高知図書館と共催)
- 学校等への協働への働きかけ  
大学生、高校生等へのボランティア参加(デジタル資料製作、読み方調べ、来館者案内等)
- ボランティア連絡会(スキルアップ研修、交流会等)
- マルチメディアデージー図書製作ボランティア養成及び体制づくりに取り組む

## 平成 31 年度年間行事・イベントスケジュール

(図) ⇒オーテピア高知図書館連携

開催日	行事内容	備考
平成 31 年 4月 27 日～5月 6 日	「見て・聞いて・さわって楽しむ本の世界」 ※「さわって楽しむ科学館」(高知みらい科学館)タイアップイベント	
5月 1 日～5月 23 日	ボランティア活動紹介&養成講座募集 展示スペースを活用	オーテピア1F休憩コーナー
5月 19 日・ 5月 25 日	まちゼミ出展「親子で声の本作り」	声と点字の図書館内
6月 29 日～	点訳ボランティア養成講座	
7月 27 日～ 3月	音訳ボランティア養成講座	
7月 12 日～7月 14 日	高知県福祉機器展「こうちバリアフリーフェスティバル」出前図書館(図)	ぢばさんセンター
8月 17 日	デジタル資料製作ボランティア養成講座	
8月下旬～9月上旬	声と点字の図書館運営協議会	
9月 7 日, 15 日	対面音訳研修(図)	
9月 29 日	ルミエールフェスタ・目の健康講座	高知県眼科医会共催
11 月	まちゼミ出展予定	
11 月 16 日	調べ方研修:ボランティア対象(図)	
11 月 30 日～12 月 1 日	ボランティアスキルアップ研修会 ボランティア交流会	
12 月 14 日	バリアフリー映画会(図)	
2 月 1 日	三者交流会	

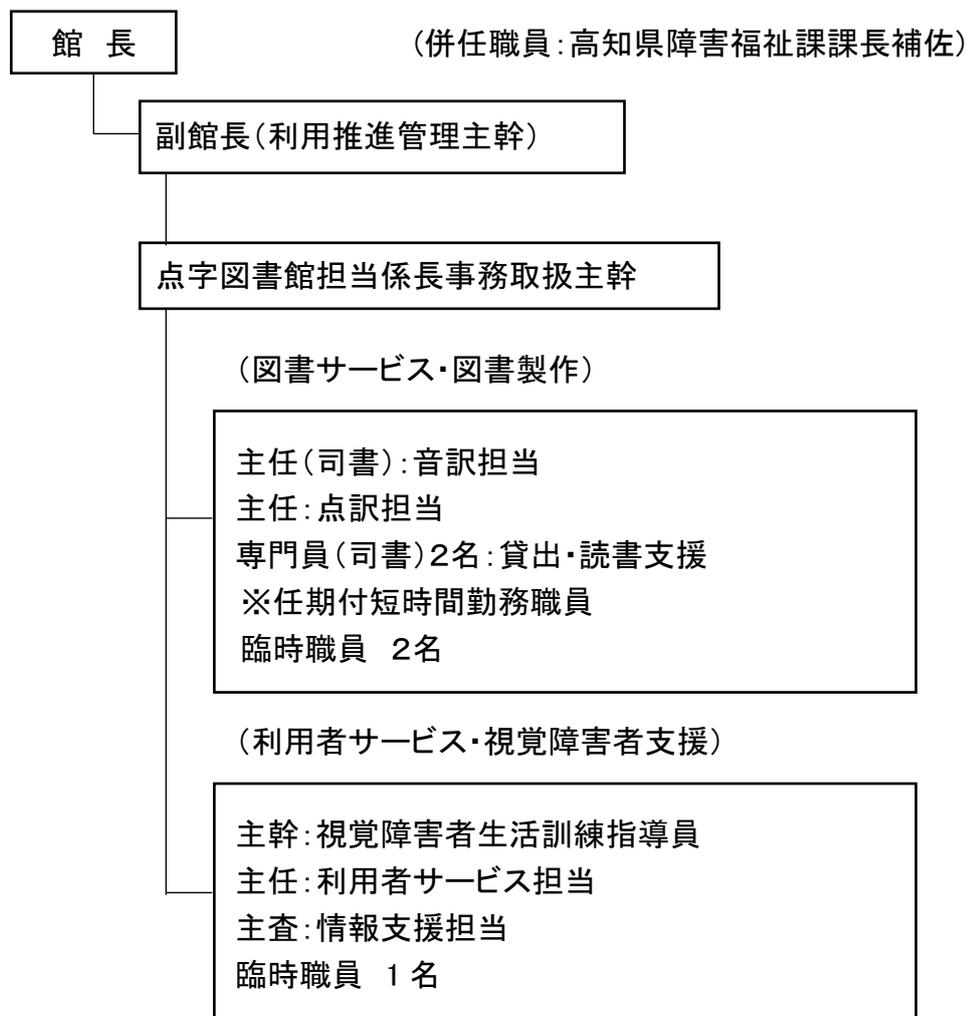
年2回のサイエンスフェスタやルミエールサロンの出張機器展も参加予定。

全視情協の全国大会が令和2年度高知で開催予定。31 年度(令和元年度)は事前準備実施。

# 1 組織

高知市健康福祉部 福祉事務所 声と点字の図書館

13名(正職員8名 任期付短時間勤務職員2名 臨時職員3名)



○高知市事務分掌規則(平成12年4月1日規則第51号)抜粋(H31年3月末時点)

点字図書館

- (1) 点字図書, 録音図書等に関すること。
- (2) 点訳・音訳その他点字図書館ボランティアの育成及び支援に関すること。
- (3) 視覚障害者等への情報支援に関すること。
- (4) 点字図書館の運営管理に関すること。

## 2 施設

- 設立年月日 平成 30 年 7 月 24 日
- 所在地 高知市追手筋 2 丁目 1-1 オーテピア 1 階
- 休館日:月曜日(祝日の場合は開館)／毎月第3金曜日(8 月及び祝日を除く)／8 月 11 日(山の日)を含む 4 日間(資料特別整理期間)／年始年末(12 月 29 日～1 月 4 日)
- 開館時間:火曜～金曜(午前 9 時～午後 8 時)／土曜(午前 9 時～午後 6 時※7・8月は午後 8 時まで)／日曜・祝日(午前 9 時～午後 6 時)

### ○諸室

室名	面積(m <sup>2</sup> )	室名	面積(m <sup>2</sup> )
閲覧室	112.45	録音室(前室)	14.89
会議室	54.01	録音室(1)	6.5
対面音訳室 1	7.39	録音室(2)	7.09
対面音訳室 2	6.52	録音室(3)	6.5
対面音訳室 3	7.75	録音室(4)	7.09
相談室 A	18.36	事務室	51.66
相談室 B	6.83	発送・作業室	41.56
ボランティアスペース	77.86	印刷・製本室	18.63
校正室	17.07	録音図書用書庫	68.69
編集室(1)	9.33	男子更衣室	4.37
編集室(2)	7.11	女子更衣室	10.73
保管庫	21.67	点字書庫	189.89
上記小計			773.95
廊下・トイレその他			143.99
合計			917.94

### ○設備・備品

室名等	設置備品・機器等
閲覧室	音声パソコン, デイジー図書再生機, デイジー図書再生用タブレット, 点字ディスプレイ
視覚障害者向機器展示コーナー	拡大読書器各種, ルーペ各種, 音声時計・体重計・体温計, 活字読上げ装置, ロービジョン筆記用具, 便利グッズなど
ボランティアスペース	点訳・デジタル資料製作用パソコン, スキャナー, 自動ページ読取機
録音室	録音ブース, 録音機材
印刷・製本室	点字プリンタ
バリアフリー設備	点字ブロック, 音声案内, 磁気ループ(補聴)

### 3 予算

(単位:千円)

事業名	平成 30 年度			平成 31 年度 予算(当初)
	予 算		決 算	
	当初	補正		
職員給与費	60,683	16,923	76,955	74,891
声と点字の図書館運営協議会委員報酬	144		130	130
事務費	2,713		2,815	2,523
施設管理費 ・光熱水費, 施設維持管理費	7,693		6,126	8,098
事業費 ・図書製作, 貸出, 広報誌郵送等	3,498		4,193	3,692
点字情報ネットワーク事業費 ・点字ニュース発送 ・臨時職員賃金等	2,437		2,312	2,306
声と点字の図書館ボランティア養成事業費 ・点訳・音訳ボランティア養成	2,174		1,807	1,746
視覚障害者情報支援事業費 ・ルミエールフェスタ, 講座, 相談等	568		117	702
声と点字の図書館利用促進事業費 ・PR 用リーフレット印刷, 郵送・出前 サービス, 各種バリアフリー図書購入等	1,243		584	1,052
声と点字の図書館ボランティア活動推進事業費 ・ボランティアスキルアップ研修 ・ボランティア活動支援	2,384		2,185	2,209
高知声と点字の図書館開館準備事業費	300		266	—
高知点字図書館竹内基金積立金	9		1	9
高知点字図書館振興基金積立金	35		5	35
合 計	83,881	16,923	97,496	97,393
	100,804			

## 4 平成30年度蔵書統計 (平成31年3月31日時点)

点字図書		冊数	タイトル数	割合(%)
0	総記	576	165	1.58%
1	哲学・宗教	1,396	394	3.78%
2	歴史・地理	3,480	736	7.06%
3	社会科学	4,256	1,302	12.49%
4	自然科学	4,087	1,495	14.34%
5	技術	1,041	492	4.72%
6	産業	453	140	1.34%
7	芸術	997	360	3.45%
8	言語	1,745	420	4.03%
9	文学	16,014	4,625	44.36%
	その他※	961	296	2.84%
計		35,006	10,425	100%

(凡例)

・区分はサピエ図書館におけるNDC分類による

・児童書を含む

・割合はタイトル数による

・その他※

高知県関係,サピエNDC未分類等

録音図書		カセット図書			CD録音図書		
		巻数	タイトル数	割合(%)	枚数	タイトル数	割合(%)
0	総記	1,176	524	5.66%	125	125	1.66%
1	哲学	2,50	486	5.25%	204	203	2.69%
2	歴史	4,298	677	7.31%	360	360	4.77%
3	社会科学	3,131	552	5.96%	554	551	7.30%
4	自然科学	2,549	634	6.84%	637	618	8.19%
5	技術	1,058	304	3.28%	148	148	1.96%
6	産業	376	79	0.85%	79	79	1.05%
7	芸術	1,249	261	2.82%	206	206	2.73%
8	言語	190	51	0.55%	29	29	0.38%
9	文学	31,535	4,836	52.20%	5,170	5,166	68.45%
	その他※	3,349	861	9.29%	63	62	0.82%
計		51,420	9,265	100%	7,575	7,547	100%

マルチメディアデイジー図書		枚数	タイトル数	割合(%)
0	総記	2	2	0.43%
1	哲学	6	6	1.30%
2	歴史	4	4	0.86%
3	社会科学	31	31	6.70%
4	自然科学	13	13	2.81%
5	技術	1	1	0.22%
6	産業	3	3	0.65%
7	芸術	44	44	9.50%
8	言語	7	7	1.51%
9	文学	263	263	56.80%
	その他※	89	89	19.22%
計		463	463	100%

## 5 平成 30 年度利用実績

### 1 登録者の状況

#### (1)登録者数(平成 31 年3月 31 日現在)

高知市内	高知市以外	県内合計	県外	合計
342 人	219 人	561 人	92 人	653 人
(251 人)	(153 人)	(404 人)	(26 人)	(430 人)

( )内は5年以上利用がない人を除いた人数

#### (2)新規利用登録者数

年度	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	高知市内	高知市以外	高知市内	高知市以外	高知市内	高知市以外
新規登録者 個人	19 人	7 人	12 人	7 人	47 人	38 人
団体貸出登録	—		—		17 団体	

○県内市町村別登録者数

市町村名	登録者数 (全)	新	市町村名	登録者数	新
高知市	342 (251)	47	いの町	15 (11)	4
宿毛市	9 (5)	1	東洋町	2 (2)	
四万十市	14 (10)	1	津野町	4 (3)	1
土佐清水市	10 (5)	1	四万十町	8 (8)	
香美市	9 (7)	2	梶原町	1 (0)	
香南市	16 (12)	2	土佐町	2 (2)	
土佐市	13 (10)	2	大豊町	0 (0)	
南国市	23 (16)	5	本山町	2 (1)	1
安芸市	12 (9)	2	奈半利町	4 (4)	1
須崎市	13 (8)	4	田野町	3 (3)	1
室戸市	2 (2)	1	日高村	22 (10)	5
大月町	3 (0)		馬路村	0 (0)	
佐川町	7 (6)	2	北川村	1 (1)	
中土佐町	4 (4)	1	大川村	1 (1)	1
黒潮町	3 (2)		芸西村	4 (3)	
越知町	9 (5)		三原村	1 (1)	
仁淀川町	2 (2)		合計	561 (404)	85

○団体貸出登録 17 団体

	特別支援 学校・学級	福祉施設	医療機関	市町村 図書館	計
高知市内	4	7	1	—	12
高知市外	—	3 (※①)	—	2 (※②)	5
計	4	10	1	2	17

※① (南国市, 土佐市, 日高村) ※②(南国市, 土佐市)

(3)開館・来館者数

○開館日数 4月～6月(仮設71日), 7月24日～(オーテピア 204日) 計275日

○来館者数 7月24日～69,632人(オーテピア 747,393人)

開館日平均341人(オーテピア3,476人)

- 見学・視察数 学校関連（9月以降） 51件 2,688人  
 その他（8月以降） 50件 848人

## 2 図書及び利用状況

### (1)貸出数(タイトル数)

年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
点字図書		404	437	669
録音図書	カセットテープ	341	141	392
	音声デジター	7,341	6,832	6,334
	コンテンツ提供(※)	5,971	7,158	10,027
マルチメディアデジター	マルチメディアデジター	—	—	229
	コンテンツ提供(※)	—	—	4

※「コンテンツ提供」は他館製作デジター図書・マルチメディアデジター図書のデータをサピエ図書館からダウンロードしての貸出し

### (2)サピエ図書館利用状況

#### ○個人会員登録者数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	102 人	101 人	119 人

平成 31 年 3 月 31 日現在登録者:119 名

高知市 83, 南国市 6, 安芸市4, 土佐市3, 香美市3, 須崎市3, 四万十市2, 宿毛市2, 越知町2, 日高村2, いの町2, 佐川町2, 奈半利町2, 津野町1, 東洋町1, 夜須町1

#### ○個人会員図書データダウンロード利用回数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
点字データ	4,798 回	4,858 回	4,409 回

音声デイジー	19,210 回	23,023 回	23,068 回
テキストデイジー	1,364 回	1,529 回	1,900 回
マルチメディア	24 回	16 回	43 回

### 3 図書製作数(タイトル数)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
点字図書	153	181	201
録音図書	33	35	44

### 4 対面音訳サービス

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施数	507 回	473 回	956 回※
実利用人数	10 人	8 人	15 人

※4月～7月 159回(旧点字図書館)

7月24日～ 797回(オーテピア高知図書館・声と点字の図書館共同実施)

○携帯電話による対面音訳 7月開始～ 161回

### 5 ボランティア活動

(1)登録ボランティア数 (3月31日現在, 休止中の方除く)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
点訳	87 人	96 人	86 人
音訳	75 人	87 人	82 人
※対面音訳	48 人	77 人	86 人
※デジタル資料製作	34 人	32 人	40 人

※音訳, 点訳ボランティアとの重複者あり。

(2)ボランティア養成講座受講者

( )内は修了者数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
点訳	16(13)人	11(8)人	20(13)人
音訳	13 (9)人	14(12)人	22(18)人
デジタル資料製作	11(11)人	11(11)人	16(14)人

- 対面音訳ボランティア養成講座を県立図書館と合同で開催(H31.1.20 実施)  
受講者 平成 30 年度 39 人(新規 30 人, 既存9 人) 20 人登録  
平成 29 年度 53 人(新規 27 人, 既存 26 人) 22 人登録

(3)ボランティアスキルアップ研修

H31.3.15

「読みの調べ方研修」(各ボランティア 計 40 人)高知図書館と合同で開催

H31.3.17

点訳 「点訳のてびき4版について」( 52 人)

音訳 「よりよい音訳図書を製作するために」( 24 人)

デジタル 「よりよいデジタル資料を製作するために」(12 人)

6 視覚障害者への相談支援

○相談件数 89 件(訪問 47 来館 26 電話 16 )

○相談内容(重複あり)

デイジー図書再生機(貸出・指導・故障等)46 件, 福祉機器関係 42 件  
福祉サービス 11 件, その他 4件

○パソコン指導 26 回 (パソコン講座4回、個別対応 22 回)

○「第 17 回高知ふくし機器展バリアフリーフェスティバル 2018」への出展  
H30.6.29~H30.7.1 ふくし交流プラザ

7 行事, 講座等の開催

H30.7.23 オーテピア開館記念式典(参加者 150 名)

H30.9.2 開館記念講演「島本須美, 声で広がる本の世界」

(参加者 ホール 154 名, 同時視聴 84 名)

H30.9.29 読書バリアフリー研究会~みんなに読む慶びと楽しさを伝えよう

主催 伊藤忠財団(当館共催)(参加者 64 名)

H30.11.24 なごや会オープンセミナー「いま高知から~見えない・見えにくい人 への情報提供を考える~」主催なごや会(当館共催)(参加者 45 名)

H30.12.16 第 5 回「ルミエールフェスタ」

ルミエールサロン・声と点字の図書館共同主催(参加者延べ約 700 名)

バリアフリー映画「くちびるに歌を」上映会

高知図書館・声と点字の図書館共同主催(参加者 80 名)

- H31.2.24 バリアフリー映画「もうろうをいきる」上映会(共催)(参加者約 60 名)  
三者交流会(利用者, ボランティア, 職員) (参加者 34 名)
- H31.3.9 ライブラリーコンサート「堀内佳」(参加者 114 名)
- H31.3.10 緑内障市民講座(高知県眼科医主催)当館共催(参加者約 60 名)

## 8 出前図書館他

### ○ 出前図書館

- ① 療育セミナー(県民文化ホール グリーン)高知図書館と合同(11/27, 12/7)
- ② 高知市特別支援学校 杉の子祭 高知図書館と合同(12/2)
- ③ 四万十市立図書館 (バリアフリー映画上映会)(12/8)
- ④ じんけんふれあいフェスタ 中央公園 高知図書館と合同(12/9)
- ⑤ サイエンスフェスタ EAST 室戸ジオパーク(1/13) WEST 大方 (2/10)  
科学館が主であるが, 高知図書館・声と点字の図書館も出前実施
- ⑥ ルミエールサロン出張機器展 (2/6 南国市, 2/21 土佐市, 3/20 黒潮町)

### ○ 出前授業

大川村小学校 大川村教育委員会より (1/12)

## 9 広報関連(PR,広報)

3館(高知図書館, みらい科学館, 声と点字の図書館)で広報連携会議を定期的に行い合同で広報を行っている。ホームページも3館で連携。

(関連部分のみ抜粋)

媒体	内容
ポスター(オーテピア外観)	3館合計 2,500 枚(第1弾 1,000 枚+第2弾 1,500 枚)
パンフレット 3 館掲載分	3館合計 12 万枚(第1弾5万+第2弾7万)
テレビCM	民放3局 15 秒 CM 125 本, RKC60 秒CM (7・8月)
ラジオミニコーナー	7月~9月で6回
高知新聞広告	開館日朝刊, 開館記念折込チラシ, アドにゅーすけ7~12月に週1回(事業のPR)
WEB 広告	6月中旬~8月
電車広告	電車ポディー書き 4月~8月末
商店街	帯屋町商店街看板吊り下げ7月~8月, アーケード定時放送

広報誌	県広報誌「さんSUN高知」7月号，高知市「あかるいまち」7月号 特集，ほっとこうち8月号，オーテピア掲載希望の事業所の広報誌 など
オーテピア概要 DVD	約 18 分
テレビ出演	テレビパブリシティ(3館計2分程度を3局で放送) 開館日の生放送，ケーブルテレビ「Kochi on TV！」のぐるゆらなど
クイズラリー	ぐるっと高知クイズラリー 1期(8～10月)，2期(12～2月)
講座	高知市中央公民館「いきいきセカンドライフ講座」，高知県高坂学園 生涯大学，高知市老人クラブ連合会「生き生き大学」など
3館施設利用案内リーフレット	各階のフロアマップや施設・設備をピクトグラムでわかりやすく 表示したリーフレット8万枚 (2019年1月作成)

### 声と点字の図書館分

媒体	内容
リーフレット等作成	○高知声と点字の図書館利用案内リーフレット(1万3千枚) ○オーテピア読書バリアフリーサービス ポスター500枚，リーフレット5千枚
会を活用したPR	5月 県障害福祉課(各市町村担当職員向け)，高知市居宅介護支 援事業所総会(居宅事業所職員)， 6月 バリアフリーフェスタ打合せ会(理学療法士他)，高知市高齢 者支援課(高齢者支援センター，出張所職員) バリアフリーフェスティバル(ふくし交流プラザ)3日間 7月 中国四国点字図書館会(山口県で開催) 8月 盲学校オープンスクール 以降，出前図書館などで順次 PR
バリアフリーアンケート	7月初め関連機関 474 件にアンケート送付。うち 34 件返信有 返信のあった事業所にリーフレット，ポスター等送付。 連絡をとりながら，見学や訪問につなげている。特に録音図書 デモンストレーション，出前図書希望された所は団体貸出等に

	つながっている
ラジオで事業PR	RKC子育て応援団, NHKとさらじおなど

#### 10 寄贈関連

- 寄付金 10万円 利用者
- 録音図書再生機 46台 オーテピア高知図書館, 声と点字の図書館に寄贈  
贈呈 高知桜ライオンズクラブ  
協賛 高知ライオンズクラブ, ライオンズクラブ国際財団  
⇒「さくらバリアフリー文庫」サービス創設
- 点訳絵本3冊  
贈呈 平成福祉専門学校

## 6 関係条例・規則等

### ○高知市立点字図書館条例

(昭和 42 年 8 月 1 日条例第 41 号)

改正 昭和 42 年 10 月 26 日条例第 49 号昭和 47 年 6 月 24 日条例第 39 号

平成 19 年 10 月 1 日条例第 42 号 平成 29 年 10 月 1 日条例第 53 号

平成 31 年 1 月 1 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 28 条第 2 項の規定に基づいて、本市に点字図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 点字図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高知声と点字の図書館

位置 高知市追手筋二丁目 1 番 1 号

(事業)

第 3 条 点字図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 点字・録音図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下「視覚障害者等」という。)の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。
- (2) 点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアの育成及び支援を図ること。
- (3) 視覚障害についての相談、支援等に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第 4 条 点字図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 火曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たる場合を除く。) 午前 9 時から午後 8 時まで
- (2) 土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日 午前 9 時から午後 6 時まで

(休館日)

第 5 条 点字図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は、臨時に開館することができる。

- (1) 月曜日(祝日法に規定する休日に当たる場合を除く。)
- (2) 毎月(8 月を除く。)  
第 3 金曜日(祝日法に規定する休日に当たる場合を除く。)
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- (4) 8 月中において 4 日の範囲内で市長が指定する日

(使用料)

第 6 条 点字図書館の利用については、使用料を徴収しない。

(入館の制限及び退館)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、点字図書館への入館を拒否し、又は点字図書館から退館させることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は点字図書館の資料、施設若しくは設備器具等を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき。
- (2) 管理上必要な指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入館させることが適当でない認められるとき。

(損害の賠償等)

第8条 点字図書館を利用した者が、点字図書館の資料又は施設若しくは設備器具等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(高知声と点字の図書館運営協議会)

第9条 点字図書館の運営に関し市長の諮問に応ずるとともに、点字図書館が行う事業につき、市長に対して意見を述べる機関として、高知声と点字の図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 視覚障害者等の関係団体の代表者等
- (2) 視覚障害者等の福祉、医療及び教育並びにボランティア活動等の関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(附則等省略)

## ○高知市立点字図書館条例施行規則

(昭和 50 年 1 月 1 日規則第 1 号)

改正 昭和 50 年 11 月 1 日規則第 84 号昭和 61 年 2 月 1 日規則第 7 号

昭和 61 年 5 月 1 日規則第 35 号 平成 12 年 4 月 1 日規則第 16 号

平成 19 年 4 月 1 日規則第 44 号 平成 26 年 3 月 1 日規則第 14 号

平成 27 年 4 月 1 日規則第 50 号 平成 29 年 5 月 18 日規則第 100 号

平成 30 年 7 月 24 日規則第 70 号平成 31 年 1 月 1 日規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、高知市立点字図書館条例(昭和 42 年条例第 41 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 点字図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書
- (3) その他の職員

(高知声と点字の図書館運営協議会)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する高知声と点字の図書館運営協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 6 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会の庶務は、点字図書館において処理する。
- 8 前各項に規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(点字図書館資料等の管理等)

第 4 条 次に掲げる点字図書館資料等(以下「図書館資料等」という。)の購入、検収及び管理については、図書館資料等の合理的、かつ、能率的な運営を図るため、高知市物品会計規則(平成 8 年規則第 31 号)第 54 条の規定により、この規則の定めるところにより行う。

- (1) 点字図書、録音図書その他の資料(以下「図書等」という。)
- (2) 読書機器、情報機器及び日常生活支援用具(以下「読書機器等」という。)
- (3) 図書等の資料製作用機器(以下「資料製作用機器」という。)

(図書館資料等の年度区分)

第 5 条 図書館資料等の受入れ及び払出しは、会計年度によって区分し、その所属年度は、現に受入れ又は払出しのあつた日の属する年度とする。

(寄贈図書館資料等の受入れ)

第6条 寄贈された図書館資料等(以下「寄贈図書館資料等」という。)の受入れは、館長が行う。

2 寄贈図書館資料等には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記入してその厚意を記念するものとする。

3 寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、特に必要があると認めるときは、その経費の一部又は全部を市で負担することができる。

(帳簿の記載)

第7条 館長は、図書館資料等の受入れ及び払出しに関する基本帳簿及び必要な補助簿等を備えて図書館資料等の管理を明らかにしなければならない。

2 基本帳簿への記載は、その記載原因の発生の都度、直ちにしなければならない。

(帳簿記載の省略)

第8条 消耗度の高いもの及び時期性の強いもの並びに雑誌、新聞、パンフレット等については、前条の規定にかかわらず、基本帳簿への記載を省略することができる。

(館内利用)

第9条 図書館資料等は、館内で職員の指示に従い利用できる。

(貸出しを受けることができる者)

第10条 図書等及び読書機器等の個人貸出し(以下「個人貸出し」という。)を受けすることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下「視覚障害者等」という。)

(2) 前号に掲げる者のほか、館長が適当と認めた者

2 図書等及び読書機器等の団体貸出し(以下「団体貸出し」という。)を受けすることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 他の点字図書館及び公共図書館

(2) 視覚障害者等の団体

(3) 視覚障害者等が利用する福祉、医療、教育施設等で館長が適当と認めたもの

(個人貸出し又は団体貸出しを受ける者の登録)

第11条 個人貸出し又は団体貸出しを受けようとする者は、館長の定めるところにより登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者は、当該登録に係る事項について異動を生じたときは、その旨を館長に届け出なければならない。

(貸出期間等)

第12条 図書等及び読書機器等の貸出期間は、郵送日数を除き30日以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その期間を伸縮することができる。

2 個人貸出しについて、同時に貸し出すことができる図書等の数量は、点字図書にあっては10タイトル以内、録音図書その他の資料にあっては20タイトル以内とする。

3 団体貸出しについて、同時に貸し出すことができる図書等の数量は、50 タイトル以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その数量を変更することができる。

4 同時に貸し出すことができる読書機器等の数量は、館長が定める。

(ボランティアの登録)

第 13 条 条例第 3 条第 2 号に規定する点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアとして活動しようとする者は、館長の定めるところにより登録を受けなければならない。

(資料製作用機器の貸出し)

第 14 条 資料製作用機器の貸出しを受けることができる者は、前条の登録を受けた者(以下「登録ボランティア」という。)及び館長が適当と認めた者とする。

2 資料製作用機器の貸出期間は、登録ボランティアにあつては当該登録期間内とし、館長が適当と認めた者にあつては館長が認めた期間とする。

(不用図書館資料等の廃棄)

第 15 条 館長は、不用又は使用不能になった図書館資料等は、適時にこれを廃棄し、常に図書館資料等の質的向上を図るものとする。

2 館長は、善良な管理の下で図書館資料等が亡失したときは、その事情を調査し、6 月以上経過しても未解決のときは、これを除籍処分にすることができる。

(施設の使用)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、点字図書館の施設を使用させることができる。

- (1) 視覚障害者等が更生のための研修会等に使用するとき。
- (2) 視覚障害者等の援護及び福祉を目的として使用するとき。
- (3) 点訳及び録音奉仕活動のために使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

2 点字図書館の施設を使用しようとする者は、市長に事前の許可を受けるものとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附則等省略)

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知市立点字図書館条例施行規則（昭和50年規則第1号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、高知声と点字の図書館（以下「声と点字の図書館」という。）における図書等及び読書機器等（以下「資料等」という。）の貸出しその他のサービスの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

（視覚障害者等）

第3条 規則第10条第1項第1号に規定する視覚障害者等とは、別表1に掲げる障害等の状態にあり、かつ、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項に規定する視覚著作物を視覚によりその表現が認識される方式によって利用することが困難な者をいう。

（利用登録）

第4条 規則第11条第1項の登録（以下「利用登録」という。）を受けようとする者は、所定の利用登録申込書により館長に申し込むものとする。ただし、利用登録を受けようとする者が声と点字の図書館に来館できないときは、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等により、又はその代理人が申し込むことができる。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該申込みをした者の利用登録を行うものとする。この場合において、個人貸出しに係る利用登録の申込みについては、別表2に定める確認事項によりその内容を確認するものとする。

（貸出手続）

第5条 利用登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、資料等の貸出しを受けようとするときは、館長に申し出るものとする。ただし、登録者が声と点字の図書館に来館できないときは、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等により、又はその代理人が申し出ることができる。

（登録の取消し等）

第6条 館長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消し、又は資料等の貸出しを停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。
- (2) 貸出しを受けた資料等を転貸したとき。
- (3) 規則第12条第1項に規定する貸出期間を経過し、貸出しを受けた資料等の返却の督促を受けたにもかかわらず当該資料等を返却しないとき。
- (4) 高知市立点字図書館条例（昭和42年条例第41号）、規則又はこの要綱に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が不相当と認めるとき。

（ボランティアの登録）

第7条 規則第13条の登録を受けようとする者は、所定の様式により館長に申し込むものとする。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認められたときは、当該申込みをした者を所定のボランティア名簿に登録するものとする。

3 館長は、登録ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 登録ボランティアとしての活動（以下「ボランティア活動」という。）を中止する申出があったとき。

(2) 1年以上ボランティア活動の実態がないとき。

（その他のサービスの利用等）

第8条 登録者のうち、個人貸出しの利用登録を受けたもの（以下「個人貸出登録者」という。）は、声と点字の図書館において、次に掲げるサービスを利用することができる。

(1) サピエ図書館サービス（特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報総合ネットワークに声と点字の図書館を通じて会員登録した個人貸出登録者に対し、当該ネットワークが録音図書等のデータ等を提供するサービスをいう。）

(2) 対面音訳サービス

(3) 資料製作サービス（オーテピア高知図書館（高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館をいう。）が所蔵する図書館資料又は個人貸出登録者が所有する資料について点訳、音訳又はデジタル化の方式による製作を行うサービスをいう。）

2 登録者は、資料等の貸出しを受けるに当たっては、郵送貸出サービスを利用することができる。

3 前2項に規定するサービスを利用する場合は、個人貸出登録者又は登録者は、館長に申し出るものとする。ただし、第1項第2号に掲げるサービスを利用する場合は、個人貸出登録者は、あらかじめ当該サービスの利用を希望する日時を申し出るものとする。

（資料製作サービスによる製作）

第9条 館長は、前条第1項第3号に掲げるサービスの利用について同条第3項の規定による申出があったときは、当該申出に係る資料について他の点字図書館等において個人貸出登録者の求める方式で製作されておらず、かつ、製作される予定がない場合（館長が必要と認める場合を含む。）に限り、当該方式により製作することができる。

2 前項の製作は、点訳、音訳又はデジタル化の方式のうちいずれかの方式によるものとし、同一資料について複数の方式で製作しないものとする。

（郵送貸出サービスによる貸出し）

第10条 館長は、第8条第2項に規定するサービスの利用について同条第3項の規定による申出があったときは、当該申出に係る資料等が郵便法（昭和22年法律第165号）第27条第2号又は第3号に掲げる郵便物に該当する場合に限り、郵送により貸

し出すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長は、郵便法第27条第3号に掲げる郵便物に該当しない録音図書その他の資料について、特に必要と認めるときは、郵送により貸し出すことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

別表1

障害等の状態
視覚障害
聴覚障害
肢体障害
精神障害
知的障害
内部障害
発達障害
学習障害
いわゆる「寝たきり」の状態
一過性の障害
入院患者
その他館長が認めた障害

別表2

利用登録確認項目リスト

確認事項
身体障害者手帳がある。 [ ] 級
精神障害者保健福祉手帳がある。 [ ] 級
療育手帳（愛の手帳）がある。 区分 [ ]
医療機関・医療従事者からの証明書がある。
福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある。
学校・教師から障害の状態を示す文書がある。
職場から障害の状態を示す文書がある。
学校における特別支援を受けている、又は受けていた。
福祉サービスを受けている。
ボランティアのサポートを受けている。
家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている。
活字をそのままの大きさでは読めない。

活字を長時間集中して読むことができない。
目で読んでも内容が分からない，あるいは内容を記憶できない。
身体 <small>からだ</small> の病臥 <small>びや</small> 状態，まひ等により，資料を持ったりページをめくったりできない。
その他原本をそのままの形では利用できない。

(障害の種類) 視覚，聴覚，平衡，音声，言語，咀嚼，上肢，下肢，体幹，運動—  
上肢，運動—移動，心臓，腎臓，呼吸器，膀胱，直腸，小腸，免疫